

経済産業省

公 印 省 略
20250827中第1号
令和7年8月27日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 武藤 容治

(周知依頼)

2025年9月「価格交渉促進月間」の実施について

平素より、経済産業政策の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

物価高が継続する中、物価上昇に負けない大幅な賃上げを成し遂げていくため、原資の確保が不可欠であり、より一層の価格転嫁、取引適正化が重要です。

米国の関税措置による影響等が不透明な中にあっても、30年間続いた停滞から脱却し、継続的な賃上げが実現する成長型の経済に転換するためには、価格転嫁、取引適正化の取組を継続していく必要があります。これまで、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での取引適正化の取組を継続していけるよう、引き続き十分な配慮をお願いいたします。この9月は、2025年度下期の価格改定時期を迎える企業も多く、価格交渉・価格転嫁にとって大事な時期となりますので、何卒御協力ください。

価格転嫁の現状をみると、受注企業が、「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、未だに5割程度となっており、一層の転嫁率の向上が課題です。政府としては、2021年9月以来、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」（以下、「月間」という）と位置づけ、「月間」終了後に、受注側中小企業の皆様を対象に、価格交渉・転嫁等の状況についてアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。

また、取組状況が芳しくない発注企業トップに対しては、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣名での指導・助言を行い、自発的な改善を促しています。さらに、本年9月以降、「価格交渉促進月間」に基づくアンケート調査や、下請Gメンによるヒアリング情報を活用し、迅速な注意喚起を実施します。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について御依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注者におかれては、サプライチェーン全体の競争力向上や、成長型経済に向けた取引適正化のため、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じる等、適切に対応すること。

受注側中小企業におかれては、発注者に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、積極的な活用

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月、内閣官房・公正取引委員会作成。以下「指針」という。）の内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。

具体的には、

- (1) 発注者におかれては、「指針」に基づいて、受注者側からの申し出がなくとも、定期的に発注者から協議の場を設け、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその先の受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。
- (2) 受注側中小企業におかれては、「指針」を価格交渉の材料として活用すること。

3. フォローアップ調査に対する御協力（受注側中小企業の皆様）

9月下旬以降、受注側中小企業の皆様を対象に実施を予定している、下記内容の調査の依頼があった場合、対象となった方におかれては、積極的に回答すること。

(1) アンケート調査

受注側中小企業30万社が調査対象。その対象者は、主要な発注者（最大3社。国・地方自治体も含む）との価格交渉や価格転嫁、支払条件（手形等の利用）の状況について回答。

(2) 下請Gメンによる重点的なヒアリング

受注側中小企業2000社程度へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取。

なお、本調査の結果に基づき、発注者ごとの価格交渉・価格転嫁の取組状況を公表するとともに、その結果が芳しくない発注企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく事業所管大臣名での指導・助言や、迅速な注意喚起を実施する等、発注者における自発的な取引方針の改善を促す上での重要な情報となるため、調査の対象となった方におかれては、可能な限り正確、かつ、詳細に本調査に回答すること。

4. 下請法・下請中小企業振興法の改正内容に関する周知

令和7年5月16日に成立・同月23日に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の施行（令和8年1月1日）を見据え、改正内容について早期に理解を深めていただくため、加盟企業への周知を行うこと。

（1）中小受託取引適正化法のポイント

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（2）受託中小企業振興法のポイント

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

5. パートナースhip構築宣言への参加

サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指すことを目的として、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加について検討すること。

既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ、一層の浸透を図ること。

以上